

平成20年(行コ)第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

控訴人 宮部 慎太郎

被控訴人 烏取県

第1準備書面

平成20年10月9日

広島高等裁判所 松江支部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 寺垣琢生



同 本 田 幸 則



第1 控訴理由に対する認否

1 控訴理由第1について

(1) 第1段落記載の事実については否認する。

部落解放同盟鳥取県連合会は、その規約によれば、「本会に加入する部落住民・部落出身者を同盟員とする。」とされている。

よって、部落解放同盟の会員は、同和地区出身者と一般に認知されている。

(2) 第2段落については認める。

企業連主催の研修への参加者が、同和地区出身者とみなされ、差別を受けるおそれがあることが、文書を非開示にした理由であり、被控訴人は実際に研修に参加した者が同和地区出身者であるとの主張はしていない。

なお、企業連主催の研修については、企業連の会員企業の役員及び従業員

が参加可能であり、同和地区出身者に限っていない。

(3) 第3段落記載の事実については不知。

2 同第2について

同第2については争う。

3 同第3について

同第3については争う。

以上

平成20年(行コ)第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

原 告 宮部慎太郎
被 告 鳥取県

証 拠 説 明 書

平成20年10月9日

広島高等裁判所 松江支部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 寺塙琢生

同 本田幸則



号証	標目		作成年 月日	作成者	立証趣旨
	(原本・写しの別)				
乙9	部落解放同盟鳥取県連合会規約	写し		部落解放同盟鳥取県連合会	部落解放同盟 鳥取県連合会 の構成員が部落 住民・部落出身 者に限られてい ること

乙第 6 号証

部落解放同盟鳥取県連合会規約

第一章 会 命

第一条 本団体は部落解放同盟鳥取県連合会と称し、甲府市を鳥取市幸町十五番地に有す。

第二条 本会は、部落の完全解放、特に人権が復讐され、民主社会の実現をねらることを目的とする。

第三条 本会は鳥取県内において本会の目的を達成するため運動する支部をもつて構成する大衆団体である。

第二章 同 譲 条

第四条 本会の標題、規約を承認し、「加盟登録規定」の手続きを経て、本会に加入する部落住民、部落出身者を同調員とする。

第五条 同調員は、文部省所属し、所定の同調費をおさめ、本会の諸規定に従い、かつ本会の目的達成のために積極的に活動し、会議会に参加し役員を充て、また選ばれるものとする。

の様を経て、執行委員会の決定によどつき年一回執行委員会が招集する。但し、県連委員会が必要と認めて決定した場合、または文部の三分の一以上が決議権限の決定により請求した場合は、臨時大会を招集しなければならない。

第六条 大会は選出された代表員及び選出委員をもつて構成する。代表員数及び選出方法は県連委員会で決定する。

第七条 大会は代表員定数の三分の一以上の出席により成立し、その議事は出席した大会構成員の過半数なり賛成にて決する。大会は各機関の報告を受け、運動方針その他全国性質問題を審議決定し、執行委員会幹部役員、幹部委員、会計監査委員、選運委員を選出する。

第八条 県連委員会は県連大会正議長を議長である。執行委員長が臨時招集し、その候補事項については大会に対して責任を負う。

但し、執行委員会が必要と認めた場合はたゞ議運委員の三分の一以上の請求があつた場合は議運委員だけではなくなければならない。

第九条 県連委員会は選運委員をもつて構成し、県連

第三章 会 命

第十一条 本会の基盤は文部であり、文部は部落を単位として文部規約準則に従つて五世帯・五人以上の同調員をもつて組織する。

第十二条 文部を組織することをは、文部風呂街、文部温泉名所及び文部規約を本会に提出し、本会並びに中央本部の承認を要する。

第十三条 本会の活動と運動を一層深めにするために、連絡協議会として東部・中部・西部の三地区協議会を設置し、また、市町村単位の協議会を設けることができる。

第四章 会 命

第十四条 本会に次の構成を置く。

1 大会

2 県連委員会

3 執行委員会

4 旗綱委員会

5 会計監査委員会

第十五条 大会は本会の最高決議機関である県連委員会

委員定数の過半数の出席により成立し、その議事は出席議員の過半数の賛成にて決する。

但し、旗綱委員、会計監査委員は議決権を有しない。

第十六条 執行委員会は大会及び県連委員会の諸決定を執行し、その執行については大会並びに県連委員会に対して責任を負うものとする。

但し、幹部事項については若既に執行するここと規定する。

第十七条 執行委員会のうちと書記局をはじめ必要な部局その他の設置する事ができる。その幹部は執行委員会の決定によどづき執行委員長が任命する。

第十八条 旗綱委員会は、旗綱委員長、旗綱委員をもつて構成し、必要に応じて旗綱委員長が招集する。旗綱委員長は、旗綱委員の互選により選出する。

但し、旗綱委員長が事務あるときは、旗綱委員の互選により代理をおくことができる。旗綱委員会は、執行委員会の規定により、本会の規律に違反する行為等

第十一章 本場地の試験結果とその評議會に於ける討論等。

第三十一条 本規約は大会で決定されたると同時に効力を有する。

第二十九衆 本会の趣旨は大会において出版した相成員の三分の一以上の賛成がなければ改正することはでき

用書之法

第11回 猛毒魔羅の禁制を犯すと大蛇が現れる。

第二十一条 本会の機関の決定に従わなければとの重大な
問題発行権のある文部省は該議会に対して、東京
市連盟全員の決定により、組織解体、機関解体、機関活動
を禁止、その他の相談諮詢、区分を含められた、原稿す

第三十六章 本家の名跡を承認して、浦賀川源氏と、源氏

第七章 規範

日本氣象廳觀測所長官署（舊）

之者，其事固可笑也。故吾望其反覆以待其日，其亦愚哉！

加 茄 植 物

十九條 会計監査委員会は本会の会計事務の監査、相

別途開き公表指名し、それを踏まえ各支部に該分を決定して第2回総大会及び
除名者追分に付いては中央統制委員会に報告し、審査・
確認を終了とす。

平成20年(行コ)第4号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

原 告 宮部慎太郎
被 告 鳥取県

証拠説明書

平成20年10月9日

広島高等裁判所 松江支部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 寺塙琢生

同 本田幸則



号証	標目		作成年 月日	作成者	立証趣旨
	(原本・写しの別)				
乙6	部落解放同盟鳥取県連合会規約	写し		部落解放同盟鳥取県連合会	部落解放同盟 鳥取県連合会 の構成員が部落 住民・部落出身 者に限られてい ること